

市川市低入札価格調査制度に関する要綱 新旧対照表（令和7年6月1日）

改 正 前	改 正 後
（入札の公告） 第4条 市長は、規則第98条の2 第3項の規定により規則第97条の規定による公告において一般競争入札に係る調査基準価格を定める旨を明らかにするときは、当該公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。 （1）～（5）（略） （6） 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者との建設工事の請負の契約において、当該者が公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告で定める要件と同一の要件を満たす配置技術者の1名増員を義務づけること。 ア <u>60点</u>未満の工事成績評価を受けている者 イ～エ（略）	（入札の公告） 第4条 市長は、規則第98条の2 第3項の規定により規則第97条の規定による公告において一般競争入札に係る調査基準価格を定める旨を明らかにするときは、当該公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。 （1）～（5）（略） （6） 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者との建設工事の請負の契約において、当該者が公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告で定める要件と同一の要件を満たす配置技術者の1名増員を義務づけること。 ア <u>65点</u>未満の工事成績評価を受けている者 イ～エ（略）